

 大和町

農業委員会だより

発行日/令和2年1月1日 編集と発行/大和町農業委員会 大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1
☎022(345)1119/メールアドレス nogyoi@town.taiwa.miyagi.jp



活力のある
農業・農村を
めざして

原野化した 農地を確認!

昔農地だったところも、何十年も作付けをせず、放置していると自然と樹木が繁茂してしまいます。復元困難で山林や原野と一体化した農地は、非農地証明で登記地目を変えることが可能です。

(関連記事5P)

●主な内容●

- *ご挨拶 2P
- *農業委員会の活動概要 3P
- *農地の売買・貸借について 4P
- ***特集**
荒廃農地を減らそう 非農地証明 5P
- *委員募集/委員から一言 6P



大和町農業委員会 会長 文屋 芳光

新年のご挨拶

新年あけましておめでと
うございます。皆様にはご
健勝にて輝かしい新年を迎
えられたことと謹んでお慶
び申し上げます。

昨年の令和元年台風第19
号では、本町にも農地の冠
水、ため池や農道の破損、
宅地の床上床下浸水など甚
大な被害をもたらしました。
被害に遭われました方々
には、お悔やみとお見舞い
を申し上げますとともに、
一日も早い復旧を心から
願っております。

さて、昨年5月1日に天
皇陛下がご退位され、平成
の時代が幕を下ろしました。
振り返ってみますと、個別
所得保障制度の導入や中間
管理機構の発足などの新た
な取り組みが打ち出された
り、自然災害が多発するよ

うになったりと約30年間、
私たち農業者にとっては目
まぐるしい変化のあつた時
代だったと思えます。

今、農業・農村においては、
従事者の高齢化と後継者不
足が深刻な課題となってい
ますが、衰退の道をたどる
事のないよう、農地が持つ
多面的機能の維持と持続可
能な営農を実現する施策を
強く望むとともに、令和の
時代が、皆様にとってより
よい時代になることを願っ
ております。

注目を集めていました農
地中間管理事業の5年見直
しでは「人・農地プラン」
の実質化が重視されること
になりました。
人・農地プランは、地域
の農業をどうしていくかと
いう「未来図」を農家主体

で作成することであり、実
質化とは、より当事者の意
見や意向を踏まえたものに
することです。

今後、地域での話し合い
が実施されますが、農業委
員会としましては、よりよ
いプランの作成に協力して
まいります。
最後になりますが、皆様
のなお一層のご支援とご協
力を心からお願ひ申し上げ
ますとともに、ご多幸を祈
念し挨拶と致します。



担当地区委員紹介

委員会では、担当地区委員を決めて活動を行っています。
農地・農政全般について、お気軽にご相談ください。

地区	農業委員	農地利用最適化推進委員	担当地区			
吉岡	三浦 ひろ子 布川 敬子	佐藤 多志	柴崎 志田町	吉岡南3区	吉岡まほろば	
		小林 博志	上町 中町	下町	城内3区	
宮床	熊谷 千香子 赤間 良一	石垣 敏行	難波 山田	向原		
		井伊 勝志	荒井 前河原	石倉		
		赤坂 隆一	中野 新小路			
吉田	鷯橋 福司 高橋 淳	高橋 久	麓上 金取南	金取北	沢渡	
		小川 弘吉	八志田 反町上	反町中	反町下	
		鷯橋 祥幸	麓下 峰	清水	高田	
鶴巣	佐藤 和彦 文屋 芳光	板宮 悦夫	下草 北目	砂金沢	大崎	
		遠藤 裕壽	幕柳 太田	山田	小鶴沢	
		千葉 太悦	鳥屋 大平上	大平中	大平下	
落合	高平 俊彦 鈴木 次男	佐々木 宏一	舞野上 舞野下	蒜袋	相川上	
		谷田 榮子	相川下 桧和田上	桧和田下	三ヶ内上	三ヶ内下
		高橋 三江	報恩寺 松坂	大角		

農

業委員会会の活動概要

農業委員会では、地域農業の推進のため、さまざまな委員会活動を行っています。その活動内容の一部をご紹介します。

委員会総会

大和町では、原則毎月25日に総会を開催し、皆様からの申請についての審議や農地、農業に関する事項について協議しています。

【平成30年度申請件数一覧】

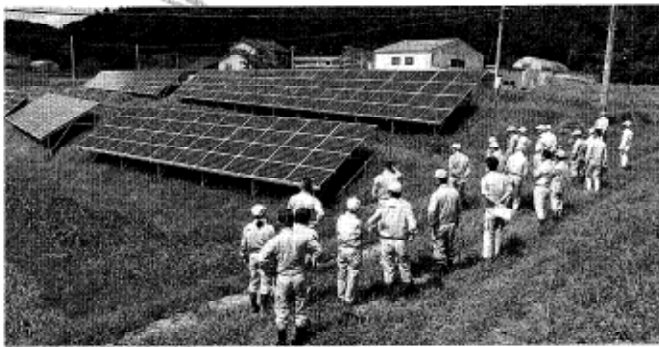
項目	件数
農地法第3条	18件
農地法第4条	6件
農地法第5条	121件
基盤強化促進法関係等	105件

また、令和元年台風第19号では、10月18日に臨時総会を開催しました。災害による各地区の被害状況や行政支援について情報共有することで、農家からの相談にすぐ対応できる体制を作りました。

農地調査および農地パトロール

農業委員会では、毎年町内各地区を巡回し、農地の利用状況を調査しています。今年度も、6月から10月にかけて調査が行われ、8月には、農業委員・農地利用最適化推進委員の全員で農地パトロールを実施し、耕作放棄地や昨年審査を行った事業について、現況を確認しました。

パトロール後には、現地を見ての意見や各地区で抱える問題について意見交換が行われ、農地に関する課題を共有しました。



転用の実施状況を確認



女性農業委員の活動

県内の女性農業委員は、「みやぎアグリレディス21」という組織を立ち上げ、女性委員登用のための要請活動や研修会など、女性農業者の地位向上のための活動を行っています。

当町の女性農業委員も研修会や懇談会に積極的に参加しており、講演会での成功事例の紹介や他自治体の委員との意見交換、情報共有で見聞を広めています。



【農地の転用と併用】

農地は、国民への食料供給の基盤であり、極めて公共性の高い貴重な資源なので、売買、貸借、転用などをするには申請が必要です。

農地（田・畑）および採草放牧地の使用目的を耕作以外に変更することです。

具体的には、住宅の建築や資材置場の整備などがあります。

工事の現場事務所や砂利採取場などとして一時的に利用する場合も転用となり、許可が必要です。

農業委員会総会開催予定日

月	総会	申請締切
1月	1/27	1/15
2月	2/25	2/14
3月	3/25	3/13
4月	4/27	4/15
5月	5/25	5/15
6月	6/25	6/15
7月	7/27	7/15
8月	8/25	8/14
9月	9/25	9/15
10月	10/26	10/15
11月	11/25	11/13
12月	12/21	12/9

日程は変更になることがあります。事前に事務局へご確認ください。

農地の 売買 貸借 転用 は許可を受けてから

農地は、農業だけでなく国民への食糧供給や国土・環境保全などの基盤でもあり、地域の人々によって維持管理されている公共性の高い、貴重な資源です。農家個人の財産であるとともに、国家国民の財産としての性質も持つので、優良農地の確保とその効率的な利用を図るために「農地法」という法律があります。たとえ自己所有農地であっても、売買、貸借、転用する際は、事前に「農地法」に基づき手続きが必要です。

◆ 農地の権利移転に関する手続きの概要 (申請前に必ず農業委員会にご相談ください)

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	備 考
3条	農地を耕作目的で売買、貸借、贈与するとき	所有者および権利の移転を受ける者	大和町農業委員会会長	◆資産保有や投資目的による権利の取得は認められません。また、権利取得後の経営面積が50a以上になる必要があります。 ※後継者に譲る場合も、手続きが必要です。
4条	自分の農地を転用するとき	所有者	宮城県知事	◆農地の場所、目的によっては、転用が認められない場合があります。 ◆市街化区域内の農地を転用する場合は、事前に農業委員会へ届出が必要です。 ◆4haを超える農地転用は、農林水産大臣との協議が必要です。
5条	他人の農地を買って(借りて)、転用するとき	所有者および転用を行う者		

※どんなに小さな面積でも許可が必要です。(全手続き共通)

※相続などによって農地の権利を取得したときは、権利を取得したことを知ったときから、概ね10カ月以内に農業委員会へ届出が必要です。(農地法第3条の3)

利用権設定の更新

利用権設定により貸借を結んでいる場合、存続期間の満了にあわせ更新手続きをする必要があります。手続きをしないと貸借が終了してしまうので、更新を希望する方は期間満了前に農業委員会事務局までお問い合わせください。

全国農業新聞を購読しよう!

全国農業新聞は、農業者の「経営とくらしに役立つ」週刊の農業総合専門紙です。

タイムリーなニュースや企画を農業者の目線から、週刊紙ならではの密度でお届けします。農家の思いを伝え、農業・農村の「未来」とともに考えます。

【発行日】

毎月4回 金曜日

【価 格】

月額700円

【申込方法】

購読の申し込みは、農業委員会事務局へ



農業者年金加入者募集

農業者年金は、年間60日以上農業に従事している60歳未満の方で、国民年金第1号被保険者であれば、誰でも加入できます。

【保険料(月額)】

20,000円～67,000円(見直し可)

【支 給】

原則、65歳から受給開始(終身保険)
※80歳前に亡くなった場合、死亡一時金をご遺族に支給

【優遇措置】

保険料・・・社会保険料控除
受給した年金・・・公的年金等控除 など
詳しくは、農業委員会事務局、JA新みやぎにお問い合わせください。

特集

荒廃農地を減らそう

非農地証明



農業委員会では、毎年6月～10月にかけて、農地の利用状況調査を実施しています。

町内の農地を1筆ごとに見て回り、農地利用の最適化を推進したり、総会で審議した場所などを委員全員で確認しています。



委員全員で確認

山林・原野化した農地

農地の中には、長期間放置していたために、樹木や竹が生い茂り、農地に復元するのが困難なほど荒れてしまったものがあります。

これらは、荒廃農地と呼ばれ、山林や原野の様相を呈しています。

荒廃農地は、周辺農家の迷惑にもつながるので、発生しないよう努めなければなりません。

また、地方税法の改正により、改善が見られない場合、課税強化(1.8倍)の対象になることがあります。



雑木や笹竹で荒れた農地

非農地証明

人の手を加えずに、隣接する山林や原野と一体化した荒廃農地については、非農地証明の申請が可能です。非農地証明は、農業委員

農地の悩みも農業委員会へ

農地に関する手続き以外にも、悩みや困っていることがあれば地域の農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。

そろそろ引退したいが後継者がいない

相続したけど農地のことが全然分からない!



会が農地ではないと判断した場合、交付するもので、土地登記簿の地目変更に使え、農地法の制限対象からも外れます。

希望する方は地域の農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。

ただし、雑草が茂っている程度だと、農地に回復可

能な農地と判断されます。また、人為的に農地でなくなったものは、原則許可できませんので、ご注意ください。



農業委員および

農地利用最適化

推進委員の募集



農業委員および農地利用最適化推進委員は、公募により任命、委嘱されています。

農業委員

〔人数〕

10人（うち1人は利害関係のない方）

〔任期〕

令和2年7月20日
～令和5年7月19日

〔主な職務〕

- 農地の権利移動の許可や転用などの審議
- 農地利用の最適化に関する業務など

農地利用最適化推進委員

〔人数〕

14人（担当地区ごと募集）

〔任期〕

委嘱日

～令和5年7月19日

〔主な職務〕

- 農地の集積、集約化
- 耕作放棄地の発生防止
- 総会での調査報告
- 農地利用最適化に係る現地調査など

現体制は令和2年7月19日をもって任期満了になります。

新体制については、令和2年3月頃に公募を行い、議会の同意等の後、任命または委嘱されます。

応募方法や報酬などの詳細は、「広報たいわ」およびHPでお知らせします。



赤間 良一

農業委員として

令和の時代を迎えた祝賀ムードの中、台風に伴う豪雨により、大和町も甚大な被害を受けました。

被害に遭われた方には心からお見舞い申し上げます。今回の災害で被害に遭った農地や農業施設が多数あります。農業委員として、災害からの復旧・復興に寄り添う行動を考えてまいります。農業・農地に関する悩みや困っていることがありましたら、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。



板宮 悦夫

農地利用最適化推進委員として

私たちの地域・集落は、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加などさまざまな問題を抱えています。これら問題には、農産物

の価格の低迷や輸入自由化、資材や機械の価格高騰などが関係していると考えられます。5年、10年後の大和町の農業を誰が守っているのか考えると不安を感じるところです。今のうちから将来を見据えて、人と農地の問題を皆さんと一緒に考えていく必要があると思います。農地利用最適化推進委員として、今後もちょうした問題に積極的に取り組んでまいります。

編集後記

高橋 淳

台風など、災害周期が短くなってきているようにも思える今日、大きく変わる天候と災害に日々向き合う農家の対応がクローズアップされています。理由はさまざまなかれど、農地の荒廃による保水力の低下なども一因と言われている。本来、農地自体が災害の緩衝となり国土・地域を支えるものであり、故に農業が適切に営まれることが防災減災につながる。国土保全の貢献ともなる。

そんな仕事に誇りを持ってまた1歩ずつ前に進もう。《編集委員》

- 高橋 淳・三浦ひろ子
- 鈴木 次男・井伊 勝志
- 小川 弘吉・板宮 悦夫

申請書の締め切りは毎月15日です

なお、手続きなど詳しいことは、農業委員会までお尋ねください。